

平成26年度「東京都環境影響評価審議会」第10回総会 議事録

■日時 平成27年3月27日（金）午前9時58分～午前11時57分

■場所 都庁第一本庁舎33階 特別会議室S6

■出席委員

小島会長、片谷第一部長、田中正 第二部長、木村委員、黒田委員、輿水委員、小堀委員、田中修三委員、谷川委員、寺島委員、中杉委員、西川委員、野部委員、羽染委員、平手委員、藤倉委員、町田委員、守田委員

■議事内容

(1) 「福生都市計画道路3・4・3の1号新五日市街道線（福生市大字熊川）建設事業」環境影響評価調査計画書

⇒ 調査計画書における選定項目、調査手法等について、自然との触れ合い活動の場及び廃棄物の項目に係る指摘事項に留意して、調査、予測及び評価すべきことを付した答申文を、全会一致で知事へ答申。

(2) 「(仮称) イオンタウン羽村建設事業」環境影響評価調査計画書

⇒ 調査計画書における選定項目、調査手法等について、大気汚染及び騒音・振動の項目に係る指摘事項に留意して、調査、予測及び評価すべきことを付した答申文を、全会一致で知事へ答申。

(3) 「東日本旅客鉄道赤羽線（十条駅付近）連続立体交差事業」環境影響評価調査計画書

⇒ 調査計画書における選定項目、調査手法等について、騒音・振動、地盤及び水循環の項目に係る指摘事項に留意して、調査、予測及び評価すべきことを付した答申文を、全会一致で知事へ答申。

2 諮問

(1) 「JFE扇島火力発電所更新計画」環境影響評価方法書

⇒ 会長の指名により、第二部会へ付託。

3 受理関係

⇒ 別紙受理報告一覧の事業について審議会へ報告。

受 理 報 告

区 分	対 象 事 業 名 称	受 理 年 月 日
1 環境影響評価方法書	・ J F E扇島火力発電所更新計画【法アセス】	平成 27 年 3 月 10 日
2 環境影響評価書	・ (仮称) 虎ノ門 2-10 計画建設事業	平成 27 年 2 月 18 日
3 事後調査報告書	・ 東京都市計画道路環状第 2 号線 (中央区晴海四丁目～銀座八丁目間) 建設事業 (工事の施行中その 2)	平成 27 年 3 月 20 日
	・ 練馬清掃工場建替事業 (工事の施行中その 4)	平成 27 年 2 月 20 日
	・ 東京駅八重洲口開発事業 (工事の施行中その 4)	平成 27 年 2 月 27 日
	・ (仮称) トップラン・フォームズ株式会社 八王子工場建設事業 (工事の完了後)	平成 27 年 2 月 27 日
	・ 東京都市計画道路放射第 5 号線 (杉並区久我山二丁目～久我山三丁目間) 建設事業 (工事の施行中その 1)	平成 27 年 3 月 17 日
4 変 更 届	・ 京浜急行電鉄本線 (平和島駅～六郷土手駅間) 及び空港線 (京急蒲田駅～大鳥居駅間) の連続立体交差化事業	平成 27 年 3 月 17 日
	・ 東京都市計画道路環状第 2 号線 (港区新橋～虎ノ門間) 建設事業及び環状第 2 号線新橋・虎ノ門地区第二種市街地再開発事業	平成 27 年 3 月 9 日
	・ 東日本旅客鉄道中央本線 (三鷹～立川間) 連続立体交差化及び複々線化事業	平成 27 年 3 月 10 日
	・ 大田清掃工場整備事業	平成 27 年 3 月 12 日

5 着 工 届 (事後調査計画書)	・(仮称) TGMM芝浦プロジェクト	平成 27 年 2 月 25 日
6 完 了 届	・都宮村山団地建替事業	平成 27 年 3 月 10 日
	・大田清掃工場整備事業	平成 27 年 3 月 12 日

平成 26 年度「東京都環境影響評価審議会」第 10 回総会

速記録

平成 27 年 3 月 27 日（金）
都庁第一本庁舎 33 階 特別会議室 S6

(午前 9 時 58 分開会)

○三浦環境都市づくり課長 それでは皆様おそろいいただきましたので始めさせていただきます。本日はお忙しい中、ご出席をいただきありがとうございます。事務局からご報告を申し上げます。現在、委員 21 名のうち 18 名のご出席をいただいて定足数を満たしております。

それでは平成 26 年度第 10 回総会の開催をお願いいたします。本日は傍聴のお申し出がございますので、よろしくをお願いいたします。

○小島審議会会長 それでは会議に入ります前に、本日は傍聴を希望する方がいますので、「東京都環境影響評価審議会運営に関する要項」第 6 条第 3 項の規定によりまして、会場の都合から、傍聴人の数を 30 名程度といたします。

傍聴人の方を入场させていただきます。

○小島審議会会長 それでは、傍聴 3 件が終了次第、退室されて結構ですので、よろしくお願いいたします。

ただいまから平成 26 年度東京都環境影響評価審議会第 10 回の総会を開催いたします。

本日の会議は議事次第にありますように、答申 3 件に係る審議を行った後に、諮問 1 件及び受理報告を受けることにいたします。

では、まず「福生都市計画道路 3・4・3 の 1 号新五日市街道線（福生市大字熊川）建設事業」環境影響評価調査計画書の答申に係る審議を行います。

この案件につきましては、第一部会で審議していただきましたので、それにつきまして片谷第一部会長から報告を受けることとします。よろしくお願いいたします。

○片谷第一部会長 ではご報告いたします。お手元の資料 1 をご覧ください。最初に部会で取りまとめました答申の案文につきまして、事務局から朗読をお願いいたします。

○宇山アセスメント担当課長 それでは読み上げさせていただきます。

平成 27 年 3 月 27 日

東京都環境影響評価審議会

会長 小島 圭二 殿

東京都環境影響評価審議会
第一部会長 片谷 教孝

「福生都市計画道路 3・4・3 の 1 号新五日市街道線（福生市大字熊川）建設事業」
環境影響評価調査計画書について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

別紙でございます。2 ページでございます。

「福生都市計画道路 3・4・3 の 1 号新五日市街道線（福生市大字熊川）建設事業」に係る環境影響評価調査計画書について

第 1 審議経過

本審議会では、平成 27 年 1 月 19 日に「福生都市計画道路 3・4・3 の 1 号新五日市街道線（福生市大字熊川）建設事業」に係る環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）について諮問されて以降、部会における審議を行い、周知地城市長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

付表につきましては、お隣の 3 ページに記載がございます。

第 2 審議結果

【自然との触れ合い活動の場】

計画道路により講演の一部が消失するが、主要な自然との触れ合い活動の場は改変されないことから、自然との触れ合い活動の場が持つ機能に影響がなく、また、出入口の確保等により利用経路に影響ないことから、環境影響評価の項目として選定しないとしている。

しかしながら、消失する部分と主要な自然との触れ合い活動の場の位置関係や工事の施行中における利用経路等が不明確であることから、環境影響評価書案において図などを用い具体的に明らかにするとともに、必要に応じて予測・評価の実施を検討すること。

【廃棄物】

工事の施行に伴う廃棄物の予測において、予測の対象時点を建設廃棄物及び建設発生土が排出される期間としているが、事業期間が長期にわたることから、工事の進捗ごとにそれらの排出量等が把握できるよう、工事の中間的な時点についても予測の対象時点として設定すること。

第 3 その他

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第 47 条第 1 項の規定に基づき、調査計画書に係る周知地城市長の意見及び今後の事業計画の具体化を踏

まえて検討すること。

なお、選定した環境影響評価の項目のほか、事業計画の具体化に伴い、新たに調査等が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。

以上でございます。

○片谷第一部長 ありがとうございます。

それでは審議の経過について、順次ご報告をいたします。

本件の調査計画書につきましては、平成27年1月19日にこの審議会に諮問されまして、第一部に付託されております。本件の事業は、福生市大字熊川字武蔵野を起点といたしまして、延長約1.1kmの現状する道路でございますけれども、これを往復4車線の道路に拡幅整備するという内容の事業でございます。対象事業の種類としては、「道路の改築」に相当いたします。

次に、答申案の内容についてご説明いたします。今、朗読していただいたわけでございますけれども、審議結果の1件目は、「自然との触れ合い活動の場」に関する意見でございます。本件の計画道路によって公園の一部が消失いたしますけれども、主要な触れ合い活動の場としては、改変されないという理由で、環境影響評価の項目として選定しない、ということに計画書ではされておりましたけれども、消失する部分と自然との触れ合い活動の場の位置関係等に、不明確な点があるということで、それを具体的に明らかにして、必要な場合には予測・評価の実施を検討する、ということを求めるという内容でございます。

2件目は「廃棄物」でございます。工事の施行に伴う予測において、事業期間がかなり長期にわたるということで、その工事の進捗段階ごとに排出量が把握できるように、工事の中間的な時点についても、予測の対象時点として設定するように求める内容でございます。

その他、若干の審議中にご意見は出ておりますけれども、それらにつきましては、事務局から事業者に指導していただくということで、答申に盛り込む指摘事項としては、以上の2点とさせていただきます。

この調査計画書に対しまして、都民から意見書の提出というのは、ございませんでした。しかし周知地域の市長であります福生市長、立川市長、昭島市長の3者から、意見が提出されております。この審議に当たりましては、これらの3市長からの意見の内容も踏まえつつ、審議いたしまして、先ほどご説明いたしましたような事項に留意して評価書案を作成する、ということを求めるという結論にいたしました。

以上で部会からの報告は終わります。

○小島審議会会長 どうもありがとうございます。

ただいまの報告につきまして、何かご意見、質問等ございましたらどうぞ。

○中杉委員 よろしいですか。

○小島審議会会長 どうぞ。

○中杉委員 もう部会のほうでご意見が出ているかと思いますが、これは、この項目、選んでいない項目の中に、水質汚濁がございます。水質汚濁について概況の調査、現況がどうかということ全く触れられていないんですが、横田基地の下部に当たると言いますか、下流側に当たります。横田基地は過去に、汚泥等による地下水汚染を引き起こしたことが何年か前に、現実問題としてあります。そこら辺の状況は、道路工事ですので、そこまで触れないだろうと思いますけども、何らかの形で整理をしておいていただくほうがよろしいのかな、という感じがいたします。深く掘りませんから、それならそれなりに、理由をつけていただければと思います。

○小島審議会会長 ありがとうございます。事務局として何かありますか。

○宇山アセスメント担当課長 ご意見いただきましたので、また評価書案までに、その点のことも入れるようにしていきたいと思います。

○片谷第一部会長 今ご指摘のありました水質汚濁につきましては、お手元に用意されております計画書、ピンク色の表紙の計画書でございますけれども、その73ページに、選定しなかった理由の記載がございます。この事業では、特に河川、その道路を拡幅することに伴って、河川や水路を改修するような内容は含まれておりません、要は工事によって道路を広げますので、若干の掘削等がありまして、濁水等が発生する可能性はあるわけですが、それは沈砂層で処理する、という計画になっているということで、それ以外は、公共下水道への排水であるということで、水質汚濁の原因になることはない、というのが事業者側の判断で、部会としては、それは妥当な判断であるというふうに認めた、と私は認識しております。

横田基地が接しておりますから、過去のそういう問題があったということに関しては、直接このアセスの中で、それを再度調査するようなことまでは指摘するには及ばないという判断が、ご担当の委員にもあったものと理解しております。ただ、過去にそういう歴史的な経緯がありましたので、事務局から確認を事業者にしていただくようなことは、お伝えいただければというふうに思っております。

○小島審議会会長 どうもありがとうございました。いずれにしても、調査が必要な事態が生じたときは、新たな検討をするという項目が入っておりますので、それも含めながら、今のいろいろコメントを事務局のほうで、よろしくお伝えくださいということで処理させていただきます。

どうぞ。

○田中（修）委員 ちょっと関連事項で、土壌汚染に関してなんですけど、このケースの場合は、ちょっと特殊な事情を抱えておるということもあるのでご紹介しておきたいと思うんですけども、これは用地取得、本日の資料として調査計画書なんですけど、環境影響評価を行う時点でも、まだ用地が取得されていない、できていないということで、土壌汚染に関して、現地汚染状況調査がまだできないと。評価書作成時点においては、できない

ということで、既存資料、既存の情報をもとに予測・評価を行う、ということになります。道路事業の場合は、そういうことは起き得るので致し方ない面もあると思うのですが、それだけに事後調査で、しっかりと汚染状況調査をやっていただいて、それでも何か汚染の懸念があるようであれば、しっかりと環境保全措置を取っていただきたい、ということを事務局のほうに、通常の事後調査以上に、しっかりと指導していただきたいということを、お願い申し上げてあります。以上でございます。

○小島審議会会長 ありがとうございます。計画書段階でありますので、評価書案に十分反映させていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

ほかにありますか。よろしゅうございますか。

それでは幾つか委員の方々からコメントいただきましたが、これらを反映して評価書案の作成、これについてよろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございます。

それでは、次に進ませていただきます。その前にこれは、知事に答申しなくちゃいけない内容ですので、以上で、大分意見、集約できたと思ひますので、審議会の答申としてこれを答申したいと思ひますがいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは事務局で答申書の「かがみ」を配付してください。

(「かがみ」を配付)

○小島審議会会長 それでは、配付は終わりましたようですね。よろしくをお願いします。

○宇山アセスメント担当課長 それでは、読み上げさせていただきます。

26 東環審第 50 号

平成 27 年 3 月 27 日

東京都知事 舛添 要一 殿

東京都環境影響評価審議会

会長 小島 圭二

「福生都市計画道路 3・4・3 の 1 号新五日市街道線（福生市大字熊川）建設事業」に係る環境影響評価調査計画書について（答申）

平成 27 年 1 月 19 日付 26 環都環第 534 号（諮問第 435 号）で諮問があったこのことについて、当審議会の意見は別紙のとおりです。

別紙につきましては、先ほど読み上げさせていただいたとおりでございます。

○小島審議会会長 ありがとうございます。それではただいま朗読しましたとおりに、知事に答申することにいたします。

続きまして、「(仮称) イオンタウン羽村建設事業」環境影響評価調査計画書の答申に係る審議に行きたいと思ひます。

この案件につきましても、第一部会で審議していただきましたので、片谷第一部長から報告を受けたいと思います。よろしくお願いいたします。

○片谷第一部長 では報告をさせていただきます。お手元の本日の配付資料の4ページ、資料2をご覧ください。初めに部会で取りまとめました答申案文を事務局から朗読していただきます。よろしくお願いいたします。

○佐藤アセスメント担当課長 それでは資料4を読み上げさせていただきます。

平成27年3月27日

東京都環境影響評価審議会

会長 小島 圭二 殿

東京都環境影響評価審議会

第一部長 片谷 教孝

「(仮称) イオンタウン羽村建設事業」環境影響評価調査計画書について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

別紙5ページになります。

「(仮称) イオンタウン羽村建設事業」に係る環境影響評価調査計画書について

第1 審議経過

本審議会では、平成27年1月22日に、「(仮称) イオンタウン羽村建設事業」に係る環境影響評価調査計画書(以下「調査計画書」という。)について諮問されて以降、部会における審議を行い、都民及び周知地域市長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

付表は6ページのとおりです。

第2 審議結果

【大気汚染、騒音・振動共通】

計画地周辺には、住宅、保育園及び小中学校等があり、工事の施行中における建設機

械の稼働や工事用車両の走行、施設供用後における来店車両等による自動車交通量の増加に伴い、大気汚染及び騒音・振動など生活環境への影響が予想される。

また、来店車両等による自動車交通量の増加による交通渋滞、生活道路への車両の進入や通学児童等への安全確保についても懸念されている。

このため、来店車両等の予測に当たっては、各道路における予測地点の交通容量及び将来交通量を勘案し、予測条件を設定すること

なお、交通渋滞の発生が予測される場合には、適切な対策を検討すること。

【騒音・振動】

工事の完了後における機械設備及び室外機等の稼働に伴い、低周波音が発生するおそれが考えられることから、必要に応じて予測・評価すること。

第3 その他

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第47条第1項の規定に基づき、調査計画書に係る都民及び周知地域市長の意見並びに今後の事業計画の具体化を踏まえて検討すること。

なお、選定した環境影響評価の項目のほか、事業計画の具体化に伴い、新たに調査等が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。

6ページが付表になります。

以上です。

○片谷第一部長 ありがとうございます。

それでは私から、審議の経過についてご説明をいたします。この調査計画書につきましては、平成27年1月22日に当審議会に諮問されまして、第一部会に付託されたものでございます。

この事業につきましては、羽村市神明台二丁目に位置します面積が約5.8ヘクタールほどの土地でございまして、ここに商業施設、いわゆるショッピングセンターを建設し、そこ及びそれに伴って約2,700台が収容される来客者用の駐車場を設置する、という計画の事業でございまして、対象事業の種類としては、「自動車駐車場の設置」ということに該当いたします。

これは青梅線の羽村駅から400m～500mの場所にございまして、周辺が住宅街になっております。周辺の道路が、必ずしも十分な幅員を持った道路とは言えないようなこともございまして、それらに関連する意見が、数点出ているという状況でございまして。

まず1点目の【大気汚染、騒音・振動共通】の意見ですけれども、先ほど読み上げていただきましたとおり、周辺が住宅、それから保育園や小中学校等もございまして、施工中

における建設機械の稼働や、工事用車両の走行、それから完成後、供用後、来店車両等による交通量の増加ということが予想されるということで、大気汚染、騒音・振動等の生活環境への影響が予想される、ということでございます。

さらには、交通量が増加いたしますと、渋滞の発生とか生活道路への車両の進入、それから通学路もございますので、通学する児童たちのための安全確保等の懸念も、住民からの意見としても懸念されているところでございます。

それらを勘案いたしまして、予測地点の交通容量及び将来交通量をきちんと予測していただいて、それに基づいて検討していただく。さらに渋滞の発生が予測される場合には、その対策を検討していただく、というようなことを求める内容でございます。

若干補足いたしますと、既に事業者は道路の拡幅等に用地を提供するような計画も持たれて、努力の形跡は計画段階でも十分認められますけれども、さらに交通量の予測に関して、詳細な検討をした上で対策の検討まで行っていただきたいと。そういう趣旨でございます。

2点目の騒音・振動だけに関する意見でございますけれども、これは敷地内に設置される予定になっております機械室の建屋が、実は隣接するマンションにかなり近い位置にございまして、その機械設備や室外機等の稼働に伴って、低周波音が発生する可能性があるということで、これについて検討し、必要に応じて予測・評価をする、ということを求めるようでございます。

この調査計画書に対しまして、都民からの意見書の提出ですけれども、先ほども若干触れましたように、意見が提出されておりました、5件ございました。さらに周辺地域の市長であります羽村市長と福生市長からも、意見が提出されておりました、これらの意見を部会で勘案しながら審議いたしました結果、指摘事項としては、先ほどご説明いたしました2点を挙げさせていただいたということでございます。

先ほどの案件同様に、審議中に、もう少し付帯するような事項の意見もございましたけれども、それは事務局から事業者への指導で対応していただく、ということにしております。

以上でご報告を終わります。

○小島審議会会長 どうもありがとうございました。

それでは、今の部会長の説明に対しまして、何か質問、コメント等ありましたご発言願います。

○小堀委員 部会長の説明のとおりと思いますが、私は光が丘のイオンモールというところへ、ときどき行く機会があるんですね。地域住民ではないんですが。最初は非常に住民の反対が多かったんですが、できると非常に人気があつてですね、それで、ここと同じように、住宅街のほんとに真ん中にできたということで、住宅街の周りの細い道路は、通らないでくださいという立て看板があるんですが、実際には非常に多くの車が通ります。それから、私もひばりが丘の駅から大体タクシーを利用して、タクシーもやっぱりその道

路を通るんですね。ですから、できた後の交通の問題というのは、大変大きな問題になると思いますので、先ほどここの用地も提供してというような話がありましたが、そこら辺のシミュレーションをよくして、やっぱり地域に愛される、迷惑施設にならないように、実際には多くの皆さん、恩恵も受けていますが、それはかなり、本当に近い方は、複雑な思いかと思います。そこら辺、ちょっと似た状況があるので、もう指摘をされておりますが、一言追加をさせていただきました。

○小島審議会会長 どうもありがとうございます。何かございますか。

○佐藤アセスメント担当課長 できた後の交通につきましては、部会長から今ありますが、拡幅を今、検討しているということです。さらに他の事例でも、特にオープン当初は相当な交通渋滞等が予想されますので、その場合には交通誘導員ですとか、そういうものを配置したい。それと右折の禁止とか、そういうのを徹底したいという事例がありますので、そういうものをちゃんとやるようにということは、事業者のほうには徹底させていただきたいと思います。

○片谷第一部会長 若干私からも補足させていただきますけれども、今、小堀委員がおっしゃいました西東京市の案件は、やはりこの部会で、第一部会で扱った案件ですけれども、車1台ごとの走行パターンを再現するようなシミュレーションまでやってもらって、事業者にですね。それで駐車場の出入りによる周辺交通への影響の予測・評価をしてもらった案件で、かなり詳細な検討はされました。それからその周辺の細街路への車の侵入についても、完成当初は、常に警備員が立ってチェックしていたようなことを聞いておりますけれども、恐らく年数がたってきましたので、警備員を常時配置するというようなところまでは、現在はされていないのかなと想像しております。そのあたりは、やはり周辺住民へのマイナスの影響というのは、最大限避けることが事業者としての責務だと思いますので、今、佐藤課長が言われたようなことを、開業当初だけではなく、ずっと地元への影響を軽減するための努力というのは続けていただくように、事業者には十分伝えていただきたいと思います。

○小島審議会会長 どうもありがとうございます。ほかにもございますが、どうぞ。

○羽柴委員 すみません、私は他の部に所属しているので、現地も見ていませんし、詳細な書類チェックもしていないんですが、ちょっと確認のために教えていただきたいんですが、この建設予定地を見ると、ほとんど塗りつぶしてあって、いわゆる今どんな状況になっているのか、あまりよく分からないのですが、例えば廃棄物等で、工場等がある場合には、解体等が行われると思いますので、その解体の中に、アスベスト等が散らばる危険性がないかどうかということで、このアセスは更地から出発しているみたいなんですけれども、その辺の危険性について、更地から出発するのであれば、それでよろしいと思うんですが、解体時のそういう物質についても、十分注意するように事業主さんにご指導いただければと思います。以上です。

○小島審議会会長 ありがとうございます。今の初期条件が、ちょっとよく分からないの

で、というところから始まりますが、これについて何か。

○佐藤アセスメント担当課長 こちらなんです、ここは確かに4ページの図を見ますと、グレーで全部塗りつぶされているんですけども、こちらは工場跡地になっておりまして、現況、更地になっております。そこからの始まりという形になります。

○羽柴委員 じゃあ現在は、ほとんど建物が無いという理解でよろしいでしょうか。

○佐藤アセスメント担当課長 はい。

○小島審議会会長 ありがとうございます。ほかにコメント等ございましたら。よろしゅうございますでしょうか。

このごろ特に、大気汚染、騒音・振動、この辺が都民の関心事と申しますか、ますますなってくる中で、ぜひ、ここにコメントありますが、計画段階から、その辺をきちんと認識した上で、評価書案をきちんと作っていただきたいというご意見だと思います。ぜひよろしくをお願いします。

それでは、特にほかにはないようでございますので、ただいまの報告をもちまして、本審議会の答申としたいと思いますが、いかがでございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは特にご異論ないようですので、答申の「かがみ」を配付してください。

○小島審議会会長 それでは、配付されましたようですので、答申の「かがみ」の朗読、よろしくをお願いします。

○佐藤アセスメント担当課長 それでは読み上げさせていただきます。

26 東環審第 51 号

平成 27 年 3 月 27 日

東京都知事 舛添 要一 殿

東京都環境影響評価審議会

会長 小島 圭二

「(仮称)イオンタウン羽村建設事業」環境影響評価調査計画書について(答申)

平成 27 年 1 月 22 日付 26 環都環第 548 号(諮問第 437 号)で諮問があったこのことについて、当審議会の意見は別紙のとおりです。

別紙は先ほど読み上げたとおりです。

以上でございます。

○小島審議会会長 ありがとうございます。それではこれをもちまして、知事に答申することにいたします。どうもありがとうございました。

では、次の審議に入ります。「東日本旅客鉄道赤羽線(十条駅付近)連続立体交差事業」の環境影響評価調査計画書でございます。これの答申に係る審議でございます。

この案件につきまして第一部会で審議していただきましたので、片谷第一部会長、よろしく申し上げます。

○片谷第一部会長 では、ご報告をさせていただきます。お手元の本日の配付資料の 7 ページ、資料 3 をご覧ください。初めに、部会で取りまとめました答申案文につきまして、事務局から読み上げていただきます。よろしく申し上げます。

○佐藤アセスメント担当課長 それでは資料の 3 を読み上げさせていただきます。

平成 27 年 3 月 27 日

東京都環境影響評価審議会

会長 小島 圭二 殿

東京都環境影響評価審議会

第一部会長 片谷 教孝

「東日本旅客鉄道赤羽線（十条駅付近）連続立体交差事業」環境影響評価調査計画書
について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

別紙 8 ページになります。

「東日本旅客鉄道赤羽線（十条駅付近）連続立体交差事業」に係る環境影響評価調査計画書について

第 1 審議経過

本審議会では、平成 27 年 2 月 16 日に「東日本旅客鉄道赤羽線（十条駅付近）連続立体交差事業」に係る環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）について諮問されて以降、部会における審議を行い、都民及び周知地域区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

付表は 10 ページのとおりです。

第 2 審議結果

【騒音・振動】

1 工事用車両の走行に伴う道路交通騒音・振動については、本事業の工事用車両の走行ルートと想定される主要な道路の交通量に対する工事用車両の増加割合は少ないため、予測の対象としていない。

しかし、本事業区間周辺の土地利用状況は、中高層住宅を含めた住居系の利用が多く、駅周辺の走行ルートも限られることから、工事用車両の走行による地域への影響が懸念されるため、そのルートを明らかにするとともに、必要に応じて予測・評価を行うこと。

2 供用後の鉄道騒音について、本事業区間周辺の土地利用状況は、中高層住宅を含めた住居系の利用が多いことから、必要に応じて、高さ方向を含めた予測・評価を行うとともに、より一層の環境保全のための措置を検討し、環境影響評価書案において詳細に記述すること。

【地盤、水循環共通】

本事業区間周辺には、災害時の協力井戸である浅井戸が多数存在しており、工事の施行中の掘削及び杭打ち工並びに完了後の杭基礎の存在により、地下水位の低下や地盤の変形等のおそれも考えられる。

このことから、工事の施行中及び完了後における地盤沈下、地盤の変形、地下水位の変化、地下水流動阻害等の影響について、予測・評価を行う必要があるため、「地盤」及び「水循環」について、環境影響評価項目として選定すること。

第3 その他

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第47条第1項の規定に基づき、調査計画書に係る都民及び周知地域区長の意見並びに今後の事業計画の具体化を踏まえて検討すること。

なお、選定した環境影響評価の項目のほか、事業計画の具体化に伴い、新たに調査等が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。

10 ページが付表になります。

以上です。

○片谷第一部長 ありがとうございました。

それでは、審議の経過につきまして、私からご説明させていただきます。

本件の調査計画書につきましては、平成27年2月16日に当審議会に諮問されておりまして、第一部に付託されたものでございます。

事業の内容につきましては、JR赤羽線、実際に運行している名前としては、埼京線と呼

ばれておりますけれども、この十条駅付近、現在、地平を走っておりますが、その北区十条台一丁目から北区中十条四丁目までの約 1.5km の区間を、高架化することによって連続立体交差化する。それによって踏切を取り除く、ということを目的とした事業でございます。対象事業の種類としては「鉄道の改良」に該当するものでございます。

次に、答申案の内容について、ご説明いたします。今読み上げていただきましたとおり、【騒音・振動】で 2 件、【地盤・水循環共通】で 1 件の意見をつけさせていただいております。

まず【騒音・振動】でございますけれども、工事用車両の走行に伴う道路交通騒音や振動について、計画書では予測の対象としていないわけでございますけれども、この辺の土地利用の状況としては、住宅、住居系の土地利用が中心であるということ、それから駅周辺の走行ルートは非常に限られている、ということでございますので、その工事用車両の走行ルートを、まず明らかにしてもらうこと。それによって必要性が生じれば、騒音・振動の予測・評価を行うということを求める、というのが 1 点目でございます。

それから【騒音・振動】の 2 点目は、周辺に中高層のマンションの建造物もございまして、騒音の高さ方向の分布というのが、問題になる可能性があるということで、高さ方向を含めた予測・評価を求めるという内容でございます。

それから【地盤・水循環共通】としては、掘削とか杭を打つことによって、地下水や地盤の変形等の影響が考えられるということで、地盤と水循環については、環境影響評価の予測・評価の項目として選定することを求めるような意見でございます。

この調査計画書に対します都民からの意見が 17 件、それから周知地域の区長であります北区長と板橋区長から、意見書が提出されております。実は都民からの意見の中には、高架化ではなくて、地下化を求めるような意見も含まれておまして、それに関する確認の質問も部会の審議の中で出ておりましたけれども、この計画書はもう高架化ということを前提にして作成されているものでございまして、地下化、地下にするか高架にするかという選定の段階以降のアセスメントであるということで、それについては審議の中では直接は取り上げないということが、事務局から説明されたという経緯がございます。

それら以外の意見と、それから区長からの意見は、本件の部会での審議に当たりまして、それらの内容を踏まえて審議した結果として、先ほどご説明したような合計 3 点の意見をつけさせていただいた、という経過でございます。以上でございます。

○小島審議会会長 ありがとうございます。

では、今の説明に対しまして、ご質問あるいはコメント等ありましたらどうぞ。

よろしゅうございますか。それではこの計画書につきまして、特にご意見ないようでございます。今、部会長からも説明がありましたように、都民の意見としては、地下化というのも、随分意見として寄せられていたと。その経過につきましては、ただいま報告していただいたとおりでございますが、この審議会としましては、高架計画についての留意する点、これを指摘させていただきましたという経過になっております。ということで、特

に意見ございませんようでしたら、これにつきまして、知事への答申とさせていただきますが、ご意見ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、特にご意見ないようでしたので、「かがみ」の配付をよろしくお願ひします。

(「かがみ」を配付)

○小島審議会会長 それでは配付されましたようですので、朗読よろしくお願ひします。

○佐藤アセスメント担当課長 それでは読み上げさせていただきます。

26 東環審第 52 号

平成 27 年 3 月 27 日

東京都知事 舛添 要一 殿

東京都環境影響評価審議会

会長 小島 圭二

「東日本旅客鉄道赤羽線（十条駅付近）連続立体交差事業」
環境影響評価調査計画書について（答申）

平成 27 年 2 月 26 日付 26 環都環第 597 号（諮問第 439 号）で諮問があったこのことについて、当審議会の意見は別紙のとおりです。

別紙については、先ほど読み上げたとおりです。

○小島審議会会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま朗読いたしましたとおり、知事に答申することにいたします。

次の案件に進ませていただきます。次の案件の諮問に入りますが、諮問案件について、事務局から提案、よろしくお願ひします。

○佐藤アセスメント担当課長 本日の資料 11 ページをご覧ください。お手元の資料 4、諮問文でございます。続けて朗読いたします。

26 環都環第 655 号

東京都環境影響評価審議会

東京都環境影響評価条例（昭和 55 年東京都条例第 96 号）第 79 条の規定に基づき、下記事項について諮問する。

平成 27 年 3 月 27 日

記

諮問第 441 号 「JFE 扇島火力発電所更新計画」環境影響評価方法書

よろしくお願ひいたします。

○小島審議会会長 ありがとうございます。

ただいまの「JFE 扇島火力発電所更新計画」環境影響評価方法書につきまして、これは第二部会に付託させていただきますので、第二部会の皆様、よろしくお願ひいたします。

それでは、諮問案件の内容につきまして、事務局から説明よろしくお願ひします。

○三浦環境都市づくり課長 お手元にあります黄緑色の冊子、こちらが「JFE 扇島火力発電所更新計画」の方法書になります。

こちらの後ろのほうになるんですが、第 8.1-1 図、353 ページをお開きください。配慮書の中では、煙突の高さが 4 案、59m、85m、100m、130m が提案されておりました。今回のこの方法書におきまして、煙突の高さ、85m を決定しております。その経緯等について、ご説明させていただきます。

353 ページ、「8-1 事業の概要」、「(1) 事業を実施する位置及び配置」についてです。既存の施設を有効利用するというところで、第 8.1-1 図、こちらに示すとおり、ピンクの部分が新しいガスタービンの設置場所となっています。

続きまして 8-2 (354) ページをお開きください。「(2) 事業の規模」ということで、新しい出力につきまして、出力 15 万 kw 級、25 万 kw 級、30 万 kw 級、この 3 ケースについて検討してございます。

出力 15 万 kw 級の場合ですけれども、発電効率の向上、環境負荷の低減はあるものの、その効果はあまり大きくない、という状況でございます。

出力 25 万 kw 級の場合。新 1 号機で使用可能な副生ガスを最大限使用できる設備規模で、こちらにつきましては、発電効率の向上、環境負荷の低減が大きく見込まれる状況でございます。

出力 30 万 kw 級の場合。こちらですと、使用可能な副生ガス、これだけでは十分ではないということで、定格運転をする場合には、補助燃料としまして都市ガスを使う必要が出てくるということで、こちらにつきましては、運転コストが上昇すると考えられます。

以上のことを検討しまして、本事業では 25 万 kw 級という、こちらが最適な設備規模として整理してございます。

続きまして 8-3 (355) ページ、「発電設備の構造等」につきまして、汽力発電方式、ガスタービン発電方式、ガスタービンコンバインドサイクル発電方式、この 3 案について検討

いたしました。その中で一番発電効率が高く、環境負荷の低減が期待できるガスタービンコンバインドサイクルという発電方式、こちらを採用してございます。

8-4 (356) ページをご覧ください。「計画段階配慮に関する検討」ということで、検討結果を記載してございます。

「(1) 大気質 (硫黄酸化物、窒素酸化物)」の検討ということですが、こちらにつきましては、排ガスによる「大気質 (硫黄酸化物、窒素酸化物)」、こちらにつきましては、複数の煙突の高さにおいて予測・評価したのですが、いずれにつきましても、環境基準の年平均相当値を下回っているということで、煙突の高さによる影響の違いもほとんどない、という検討結果でございます。

「(2) 眺望景観」の検討ということで、こちらにつきましては、59m、85m、100m では影響は小さいのですが、やはり 130m の場合には結構影響が大きい、という検討結果になってございます。

続きまして 8-8 (360) ページをご覧ください。「③建物ダウンウォッシュ発生の複数案の比較結果」というところです。こちらの場合、59m の場合、建物ダウンウォッシュが発生する恐れがある、という検討結果になってございます。これらを踏まえまして採用されました煙突の高さについてですけれども、8-9 (361) ページ、第 8.4-1 表「煙突の高さの選定」の部分をご覧ください。大気質につきましては、いずれの煙突の高さでも○、景観につきましては、130m の部分が△、建物ダウンウォッシュにつきましては、59m で発生する恐れがあるということで、ここが×。総合評価ですけれども、59m が×、85m が○、100m が○、130m が△ということで、本事業におきましては、近隣のガスタービンコンバインドサイクル発電でも実績のある 85m を採用してございます。

概要については、以上です。

○小島審議会会長 どうもありがとうございました。

それでは、この評価につきましては、第二部会のほうでよろしく申し上げます。

続きまして、受理関係に移りたいと思います。事務局、ご報告をよろしく申し上げます。

○三浦環境都市づくり課長 受理関係についてご報告いたします。本日の資料 12 ページ、資料 5 をご覧ください。環境影響評価方法書 1 件、環境影響評価書 1 件、事後調査報告書 5 件、変更届 4 件、着工届 1 件、完了届 2 件を受理しております。

それでは受理報告につきまして、担当からご説明させていただきます。

○佐藤アセスメント担当課長 それでは本日の資料の 13 ページをご覧ください。「(仮称) 虎ノ門 2-10 計画建設事業」環境影響評価書案審査意見書と環境影響評価書の関係についてご説明いたします。

まず、大気汚染についてですけれども、こちらの意見ですが、寄与率が約 4 割である上に環境基準も超えているということで、大気質への影響のより一層の低減に努めることという意見でございます。

これについてですけれども、お手元にありますレモン色の冊子、こちらが「(仮称) 虎ノ

門 2-10 計画建設事業」の評価書になりますが、こちらの 106 ページをご覧ください。追加の「環境保全のための措置」としまして、「②予測に反映しなかった措置」のところをご覧ください。いただきたいんですが、上から 4 つ目の黒点で、建設機械の稼働に伴う排出ガスによる影響が集中しないように、建設機械の配置に配慮し、作業の平準化に努める。それとその 2 つ下になりますが、工事用車両のアイドリングストップを周知徹底するという意見等を追加で入れてございます。

続きまして本日の資料 13 ページにお戻りください。「騒音・振動、史跡・文化財共通」に対する意見です。こちらですけれども、国の登録有形文化財、「大倉集古館陳列館」になります。こちらにつきまして、工事計画を詳細に検討し、事後調査において報告することという意見をつけてございます。こちらも評価書の 147 ページをご覧ください。こちら、環境保全のための措置、「②予測に反映しなかった措置」の上から 4 つ目の黒点になります。大倉集古館近辺において山留・掘削工事等を実施する際には、登録有形文化財（建造物）である建築物を毀損することのないように、施工の手順を十分に検討するというので、ちゃんと検討しながらやります、という一文を追加してございます。

続きまして本日の資料 13 ページ、「騒音・振動」についてですが、こちらにつきましては 2 つ意見をつけてございます。まず 1 つ目ですけれども、近接して幼稚園があることから、より一層の環境保全のための措置を検討すること。14 ページ、2 つ目になりますけれども、現状においても多くの時点で、環境基準を超えている。周辺開発事業者と調整を図るなど、道路交通騒音のより一層の低減に努める、という点をつけてございます。

こちらも評価書の 147 ページをご覧ください。まず意見の 1 つ目についてですけれども、上から 5 個目の点になります。詳細な施工計画の検討にあたっては、計画地南西側に隣接する幼稚園、こちらが評価書で 133 ページをご覧ください。こちらが近隣の位置図がありますけれども、計画地の南西側に霊南坂幼稚園、こちらは近接して存在してございます。こちらに十分留意し、工事工程や建設機械の配置を検討するというので、ちゃんと幼稚園に配慮しますよ、という対応を追加してございます。

また、2 つ目の、騒音に対する意見についてですけれども、こちら、下から 3 つ目の黒点になりますけれども、工事にあたっては、周辺開発事業者と連携し、情報交換を行い、工事用車両の集中を避けることにより、騒音及び振動の発生を低減に努めるというのを措置として追加してございます。こちらにつきましては、周辺開発事業者との連絡会が既に立ち上がっておりますので、この中で情報を共有しながら進めていく、というふうに聞いてございます。

続きまして、本日の資料 14 ページ、「風環境」についてですが、こちらも意見が 2 点つけてございます。まず 1 つ目ですが、計画地周辺で複数の再開発事業の計画があることから、これらについて周辺開発事業者と連携して、可能な限り今後の環境影響評価書等で明らかにし、必要に応じ風環境の予測・評価に反映させること。2 点目ですが、計画地内には、オープンスペースとする公園を設置し歩行者動線が整備され、災害時には地域集合場所と

する計画としていることから、必要に応じ適切な対策を講じることという意見をつけてございます。

こちらにつきましては評価書の198ページをご覧ください。「環境保全のための措置」としまして、まず1点目の意見への対応ですけれども、「②予測に反映しなかった措置」、下から2つ目の黒点になりますが、周辺開発事業の状況に大きな変更等が見られた場合には、周知の情報を元に、建物形状、配置、防風植栽の状況等、可能な限り今後の環境影響評価図書等で明らかにする。こちらにつきましても、先ほど騒音のところでご説明いたしましたが、関連事業者との情報交換会、これがありますので、そちらで情報を取りながら対応を取っていく、ということでございます。

2つ目の意見への対応ですけれども、上から4つ目の点になりますが、計画地内にはオープンスペースとする公園を設置し歩行者導線が整備されることから、事後調査計画書において、計画地内の歩行者導線を考慮した風環境の調査地点を選定するというので、事後調査の中でちゃんと検討していきます、という対応が追加されてございます。

本日の資料15ページ、「景観」になります。こちらは意見が1つ出ておりますが、意見としまして、圧迫感軽減の効果を分かりやすく説明すること、という意見でございます。

こちらは評価書、222ページをご覧ください。環境保全のための措置の「②予測に反映しなかった措置」になりますけれども、この3つ目の黒点ですが、計画建築物の外壁にはガラスカーテンウォールを活用し、透明感が高く、圧迫感の少ない外観となるよう努めるということでございます。

こちらについてですけれども、17ページの完成予想図をご覧ください。こちらは建物の中、ガラス材のようでピカピカ光っていますけれども、こういうことにすることによって圧迫感を軽減を図るというものでございます。

222ページにお戻りください。一番下の部分が追加されてございますけれども、計画地の外周部は、ガイドラインにおいて「緑の景観軸」に位置づけられているため、計画地敷地境界付近に高木等の植栽を配置することにより、歩行者の視点からの圧迫感を軽減するというので、新たに図8.6-3及び図8.6-4、こちらが追加されてございますけれども、歩道のところ、敷地境界のところの高木等を植えることによりまして、建物を見えにくくして、圧迫感を軽減するというのが追加されてございます。

では、本日の資料15ページ。「史跡・文化財」に対する意見です。こちらも2点つけてございます。1点目ですが、「大倉集古館陳列館」について、工事の実施に当たって配慮する事項及び移設、改修後における保存・活用の詳細について記載すること。

2点目、試掘・確認調査を実施することになっていることから、この調査結果について環境影響評価書等で詳細に記述することという意見でございます。

こちらにつきましては、評価書236ページをご覧ください。「環境保全のための措置」、工事、「②予測に反映しなかった措置」ということで、実はこれがほとんど新たに追加された措置でございます。もともとありましたのが4つ目の部分で、試掘・確認調査、並び

に工事の施行中に配慮した事項については、適切に記録保存を行い、今後の環境影響評価書等で明らかにすること。この一文だけだったんですけれども、1つ目の点、こちらは工事の内容について。2つ目、3つ目が移設に対する対策。それと一番下の部分が、これからの保存・活用の状況についてということで、具体的な方法が新たに追加されてございます。

また、試掘調査、下から2つ目の点ですが、試掘・確認調査、発掘調査の結果については、環境影響評価書等で明らかにするというので、史跡・文化財の2つ目の意見についても、対応していくということです。知事意見につきまして、この評価書の中で、以上のような対応が取られております。

以上です。

○宇山アセスメント担当課長 続きまして16ページ、「事後調査報告書」のご説明をさせていただきます。「東京都市計画道路環状第2号線（中央区晴海四丁目～銀座八丁目間）の建設事業」でございます。答申日は平成19年3月27日、受理日は平成27年3月20日。事業の種類は「道路の新設」でございます。

「規模」ですけれども、まずお手元のこちら、青い冊子の2ページをご覧ください。地図がございますけれども、環状2号線につきましては、臨海部のほうから虎ノ門を抜けて、そちらのほうまで行く計画になっておりますけれども、本環状2号線につきましては、2ページのちょうど中央部分にある晴海埠頭の南東側が起点となっておりますけれども、晴海埠頭から築地市場を抜けて、銀座のあたりまでということで、本件につきましては、こちらが対象区間となる環境影響評価の事後調査でございます。

それでは、本日の資料の16ページをおめくりいただきまして、延長につきましては、約2.1km、起点は晴海で、終点は銀座でございます。車線は往復4車線。道路幅員は20m～60m。供用開始は平成27年度の予定でございます。工事期間は平成22年度から平成27年度の予定でございます。事後調査の区分は「施行中その2」ということで、2回目の提出でございます。「調査項目・事項」につきましては、「騒音・振動」、「水質汚濁」、「地盤」、「生物・生態系」、「廃棄物」の5項目でございます。

それでは内容ですけれども、まず「1 騒音・振動」の(1)です。建設機械の稼働に伴う騒音レベルということで、各施工区間、6区間ございますけれども、そちらの建設作業騒音の事後調査結果は62dB～81dBということで、一部の地点を除き、予測結果及び勧告基準と同程度又は下回ったと。一部の地点、一地点におきまして、予測結果だけでなく、勧告基準である80dBを上回った地点がございましたけれども、こちらの理由としましては、支持杭の杭を打つ位置に把握できなかったコンクリートガラが埋設していたため、こちらをバイブロハンマーで支持杭を振動させながら圧入する過程でそのガラの埋設深度を通過する間、騒音が大きくなったことが考えられるとしてございます。なお、こちら81dBということで、勧告基準を超過した時間は9時台の5分程度ということで、その後は騒音に配慮して作業したということがあって、70dB以下で推移をしてございます。勧告基準の超過を確認した後は、それ以外にも防音シートを設置するなど騒音低減に努めているところで

ございます。

「(2) 建設機械の稼働に伴う振動レベル」ですけれども、こちらは各施工区間 5 区間における事後調査結果は 41dB~64dB ということで、全ての地点で予測結果及び勧告基準と同程度又は下回ってございます。一部の地点で予測結果を下回った理由としましては、もともと打撃による振動を発生させるような通常のものではなくて、油圧式杭圧入引抜機を使用する工法を採用したことなどによって低減したのではないかと、してございます。

それでは隣、17 ページ。「2 水質汚濁」でございます。「(1) 橋梁下部工事に伴い周辺水域に与える濁り (SS) の程度」ということで、こちらは 2 区間において事後調査を行っておりますけれども、1 未満~21mg/L ということで、予測結果と同程度又は下回っております。橋梁の下部工事に当たっては、工事区域外への濁水の流出を抑えるため、鋼矢板による仮締切工法を採用するすとか、汚濁防止膜を設置するなど、周辺水域に影響を与えないように努めたということでございます。

続きまして「3 地盤」、「(1) 掘削工事に伴う地盤の変形」です。こちらは各施工区間 (4 区間) における鉛直変位の前回との差は -16 mm~+37mm であり、No.9 地点を除き大きな変動はなく、また、水平変位の前回との差は -5mm~+7mm であり、全ての地点で大きな変動はなかったということでございます。No.9 につきましては、こちらは事後調査報告書の 147 ページに位置図がございますけれども、147 ページの隅田川の南側の南西方向に、No.9 という測線が引いてございます。こちらの 6 という場所で +37 mm ということで、上がったということになってはございますけれども、こちらは工事区域敷地から 40m 離れた地点ということもあって、同一測線の工事区域に最も近い地点、こちらは位置 D となっていて、こちらは地下水調査地点になりますけれども、すぐそばのところですが、こちらは +8mm ということで、工事区域周辺の鉛直変位は少なく、掘削工事の直接的な影響は少ないと考えられるが、近接する工事の状況把握に努め、まだ今後も事後調査は出てまいりますので、地盤変位の状況を注視していくということでございます。

続きまして「(2) 地下水の排水に伴う地盤への影響の程度」でございます。各施工区間、4 区間における不圧地下水位は A.P. -0.3 m~+3.56m、それからまた 2 区間における被圧地下水位は A.P. -2.35 m~+2.63m ということで、周辺の地下水の変動と同程度で降雨直後を除き緩やかに変動していた。このことから、工事の実施に伴う大きな地下水位の低下はなかったということでございます。

それから「4 生物・生態系」、「(1) 橋梁下部工事に伴う濁りの発生による水生生物への影響の程度」ということで、こちらは 2 カ所です。まず朝潮運河橋梁部における事後調査結果は、底生動物が 49 種、魚類等が 22 種確認されております。もう一か所、隅田川橋梁部におきましては、底生動物が、平成 24 年度が 37 種、平成 25 年度が 27 種、魚類等は平成 24 年度 19 種、平成 25 年度 17 種が確認されております。いずれも評価書での確認種数以上の底生動物及び魚類等が確認されておまして、また先ほど、同じページの一番の上の 2 番の水質汚濁でご説明させていただきましたけれども、水質汚濁の事後調査では、

工事の実施に伴う周辺水域への濁りの影響は小さかったことから、工事により発生した濁りが底生動物及び魚類等へ及ぼす影響は小さかったものと考えるところでございます。

それでは、おめくりいただきまして 18 ページ、「5 廃棄物」でございます。「工事の施行に伴う廃棄物及び建設発生土の排出量」ということで、まず予測結果がそれぞれ、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、汚泥、建設発生土がございまして、今回ご報告の数字、それから右から 2 列目が、累計ということで、それぞれ比べていただきますと、コンクリート塊がちょっと多く、2,850.1m³ということで、やや多く出ているところがございます。いずれも再利用・再資源化率は 100%でございます。コンクリート塊が増えた理由につきましては、下に記載がございすけれども、評価書の際は、主に道路の L 型溝、U 型溝の撤去によって排出される量を予測していたんですけれども、事後調査結果におけるものにつきましては、予測時に想定していなかった既存建物の解体工事によって排出される量が含まれた、ということでございます。

苦情につきましては、ほこりに関する苦情が 1 件ございましたけれども、それに対応しまして、工事用道路、敷鉄板上の清掃や、散水等を頻繁に行うことにより理解を得たということでございます。

○佐藤アセスメント担当課長 続きまして 19 ページ、「練馬清掃工場建替事業」の事後調査報告になります。事業の種類ですが、「廃棄物処理施設の設置」。こちらは所在地が練馬区谷原六丁目 10 番 11 号。敷地面積ですが、約 15,000m²になります。処理能力ですが、1 日当たり約 250t、炉が 2 基設置する予定でございます。工場稼働年度ですが、平成 27 年度を予定してございます。

事後調査の区分ですけれども、「工事の施工中その 4」ということで、平成 25 年 10 月から平成 26 年 9 月までの内部の調査になります。

調査結果の内容ですが、まず 1 つ目、「騒音・振動」について。く体・プラント工場の騒音レベルですが、こちらが最大値が 60dB～69dB ということで、予測結果と同程度又は一部上回ってございます。「振動レベル」につきましては、最大値 31dB～47dB ということで、全地点で予測結果、勧告基準を下回ってございます。

「廃棄物」についてですけれども、まだ工事の施行中ですので、予想結果と最終的に比較はできないんですけれども、可能な限り、再利用、再資源化に努めている、という状況でございます。表の中の「その他 2」をご覧いただきたいんですが、この「その他 2」というものが、分離困難な複合廃棄物になってございます。そのために再利用・再資源化率が 9%と低くなっている、ということでございます。

「苦情」についてですが、騒音に関する苦情は 4 件ございました。コンクリートの打設がうるさい、カンカンという音がうるさいと。このカンカンという音は、フォークリフトが荷物を運んだときのぶつかった音のようですが、これらにつきましては、苦情内容を確認して、作業員等に周知を図り、苦情を言う方にはご説明して、ご理解をいただいたということでございます。

続きまして 20 ページ、「東京駅八重洲口開発事業」。こちらは事業の種類ですが、「高層建築物の新築」でございます。所在地ですが、千代田区丸の内一丁目 1 番 3 号他ということ。こちらは最近完成しました東京駅の八重洲口側のほうの大屋根が、この事業になってございます。敷地面積ですが 19,669m²。延床面積が 352,181m²。最高高さですが、これは、南と北に高層ビルがありまして、真ん中部分が駅の高さになるんですけども、南と北と、こちらが 205m、中央部が 27m となっております。主要用途は事務所、店舗、駅施設でございます。工事期間ですが、平成 16 年 9 月～平成 25 年 8 月。供用開始ですけども、平成 25 年 9 月から全体供用が行われてございます。

事後調査の区分ですが、「工事の施行中その 4」ということで、第 2 期工事分ということで、平成 19 年 11 月～平成 25 年 8 月までの分でございます。

まず「1 騒音・振動」についてです。「建設機械の稼働に伴う建設作業騒音」についてですが、こちらが 65dB～79dB ということで、予測結果を上回る時間帯がございました。上回った時間帯なんですけれども、夜中の 1 時から 4 時台ということで、この夜中の部分で予測は上回ってございます。建設機械の稼働に伴う建設作業振動についてですけども、こちらが 32dB～44dB ということで、予測結果を下回ってございます。

「2 地盤」について。「山留壁の変形による地盤の変形の範囲及び変形の程度」でございます。地盤高の変動量ですが、こちらが -1.7 mm～+1.0mm ということで、地盤の変動量がわずかであるということが確認されてございます。

「地下水の排水による地下水の水位及び流況の変化の程度」です。こちらは事後調査報告書の 29 ページをご覧ください。地下水水位の観測結果でございますけれども、3 地点で測定しておりまして、No.A 地点、こちらが T.P.-14.419 m～-10.159m の範囲で変動してございます。No.B、こちらが T.P.-14.321 m～-9.991m の範囲で、No.C が T.P.-8.270 m～-4.757 m の範囲で変更してございます。この変動の幅につきましては、予測結果と変わってございません。工事自体が、上のところで工事工程とありますけれども、地下躯体工事、こちらが平成 24 年 11 月まで行われております。その後も観測しまして、現在、工事前とほぼ同じような状況に近づいている。ほぼ同じところに達した、というふうに考えてございます。

本日の資料、21 ページにお戻りください。「3 廃棄物」です。「(1) 撤去建造物からの廃棄物発生量の状況」ということで、今回、木材が 86t、鉄 1,940t、コンクリート 118,810t ということで、木材と鉄は予測を下回っておりますが、コンクリートは予測を上回ってございます。I 期工事撤去施設のコンクリートのところを見ていただきたいんですが、予測結果発生量が 20,937t に対しまして、発生量 102,041t ということで多くなってございます。こちらなんですけども、コンクリートが上回った原因ですけども、ガラが混入した残土が出てきたということと、あと、予想外の地下構造物があったために、これを撤去したことで、コンクリートの量が増えてございます。

「(2) 建設発生土の排出量及びその処理の状況」です。建設発生土の排出量が累計で

238,281m³で、予測を下回ってございます。こちらにつきましては、再利用・再資源化率100%でございます。

「(3)「建設廃棄物の排出量及びその処理の状況」についてです。こちらにつきまして、建設廃棄物排出量が16,786tということで、予測結果7,000tを上回ってございます。表をちょっと見ていただきたいんですが、「ガラス及び陶器類くず」のところで、再利用・再資源化率が89~100%という表記になっておりますが、予測の段階では「ガラス及び陶器類くず」という内容だったのですが、実際の調査報告書では、こちらはさらに細かく分類しているために、それぞれの項目ごとに再利用率を出している関係で、89%~100%という幅を持たせた再利用率になってございます。「ガラス及び陶器類くず」が増えた理由ですけれども、まず予測時点では想定していませんでした逆打ち工法に伴い発生した仮設コンクリート、それとコンクリートポンプ車の配管等に残りました劣化したコンクリート、これらが発生したことによりコンクリートガラが多くなった、ということでございます。それと、「その他（混合廃棄物等）」の部分ですが、こちらが再利用・再資源化率が5%~86%となつてございます。こちらなんですけれども、テナント工事の仕様変更等で、廃棄物の現場での分別がなかなかできなかったということで、廃棄物をそのまま中間処理施設のほうに搬入し、そちらのリサイクル率が5%ということで、低くなってございます。

「苦情」ですけれども、騒音について7件、振動について1件ございます。騒音の苦情ですけれども、こちらはホテルからの苦情になってございます。報告書の3ページを、ちょっとご覧ください。計画地位置図になりますが、北側に、丸の内トラストタワー本館というのがございますが、こちらの中に、シャングリラ東京ホテルと書いてございます。今回は、北側のほうの工事が、第2工事でやっております、こちらの苦情になっております。ホテルからの苦情で、やはり音がうるさいということです。先ほど騒音のところでご説明しましたが、騒音で予測結果を上回った時間帯が1時から4時ということで、ホテルのお客さんが寝ているときに、ちょっと大きな音が出たということで、苦情になってございます。こちらにつきまして、苦情が出た段階で作業を中止して、現場との確認等を行っている、という状況でございます。

続きまして22ページ、「トッパン・フォームズ株式会社 八王子工場建設事業」の事後調査報告書をご説明いたします。事業の種類ですが「工場の設置」ということで、こちらは印刷工場になってございます。計画地ですが、八王子市戸吹町2103番地、敷地面積が40,037m²、建物面積が16,434m²ということになります。こちら、延床面積が61,670m²ということで、I期工事分が約42,598m²、II期工事分、こちらが約19,073m²でございます。工事期間ですが、I期工事が平成21年10月~平成22年9月まで、II期工事が平成24年9月~平成25年7月まで。調査の区分ですが、「工事の完了後」。これが最後の事後調査報告書になります。

調査結果の内容ですが、まず「大気汚染」について。関連車両の走行に伴います二酸化窒素の調査結果ですが、計画地内では0.009ppm、道路沿道で0.012ppm~0.019ppmとい

うことで、こちらは予測結果を上回っている部分がございます。こちらですが、報告書、しっかりした冊子になっていますが、黄土色の冊子の 32 ページをご覧ください。大気汚染の調査地点ですが、実際に調査したのは 32 ページの A 地点、B 地点になってございます。33 ページご覧ください。こちら側は地点 1、地点 2 とあるんですが、こちらは当初測定を予定した地点なんですけれども、こちらのほう、地点 1、地点 2 とも、歩道等が狭くて測定機械が設置できなかったということで、実際測定した地点が A 地点、B 地点というふうになつてございます。こちらの地点 A なんですけれども、こちらは道路のわきが法面になっておりまして、どうしても大気汚染物質の濃度が高くなる地形であったということで、地点 A で予測を上回ってございます。こちらなんです、工事の施工中も同じ地点で測定しておりまして、やはり地点 A、予測を上回った結果でございました。

「悪臭」についてですけれども、臭気指数、いずれの地点においても 10 未満でございました。

「騒音・振動」、関連車両の走行に伴う道路交通騒音の調査結果ですが、昼間で 64 dB～65dB ということで、予測結果及び環境基準を下回ってございます。また、道路交通振動の調査結果ですが、昼間が 28 dB～37dB、夜間が 28 dB～36dB ということで、こちらにつきましても予測結果、規制基準を下回ってございます。

「生物・生態系」について、猛禽類の生息状況ということで、こちらは工場の敷地付近でオオタカの生息が確認されてございまして、オオタカについての状況の調査結果でございます。事業区域の近傍、まず平成 21 年から平成 24 年まで、第Ⅱ工事が始まるまでの間ですけれども、オオタカの営巣が確認されてございます。平成 25 年につきまして、こちらにも営巣が確認されて、ヒナも確認されたんですけれども、どうも巣立ちはできなかったようでございます。工事の完了後につきまして、平成 26 年度の調査ですが、こちらの営巣地周辺で猛禽類が確認されていると。ただ、営巣自体はないんですが、オオタカが確認されておりますので、生息空間として、近隣は利用されている、というふうに考えてございます。

23 ページ、「電波障害」についてです。地上デジタル放送の最大遮蔽障害範囲ですけれども、計画地の西側に距離約 170m、幅約 150m で存在しておりますが、周辺には住宅等の建築物がないということで、著しい影響は与えていないと考えてございます。

「景観」についてですが、計画地についてですけれども、こちらは緑地に囲まれまして、敷地内に建築物を立地してございます。自然環境の保全や、また周辺環境との調和に配慮するなどしまして、同地区の景観構成要素の 1 つとして景観形成に寄与する、と考えてございます。代表的な眺望地点からの眺望については、予測結果とほぼ同様でございました。

「廃棄物」についてですけれども、産業廃棄物の排出量が 4,523.4t、予測結果を下回ってございます。産廃の中では廃油の発生量、これが増加してございます。予測では 21.2t だったものが 158.4t ということで増加してございます。こちらの増加した理由ですけれども、印刷機等の台数及び種類等が変わったために廃油が増えた、という状況でございます。一

般廃棄物の排出量が 39.4t で、こちらも予測 36.2t をやや上回ってございます。こちらにつきましては、再資源化をほぼ全量してございます。

「8 温室効果ガス」についてです。事業活動に伴う使用電力量ですが、28,807,272kwh ということで予測結果を下回っているんですけれども、電力の二酸化炭素の排出係数、これが見直されたことによりまして、二酸化炭素の排出量が 13,998.1t というので、予測をやや上回ってございます。こちらにつきましては、苦情はございません。

24 ページ、ご覧ください。「東京都市計画道路放射第 5 号線（杉並区久我山二丁目～久我山三丁目間）建設事業」になります。こちらは事業の種類ですが「道路の新設」になります。延長及び区間ですが、延長が約 1.3km。起点が杉並区久我山二丁目、終点が杉並区久我山三丁目となっております。車線数は往復 4 車線。道路の幅員ですが 60m でございます。供用開始が平成 29 年度を予定してございます。工事期間ですが平成 20 年度から平成 29 年度を予定してございます。事後調査の区分ですけれども、「工事の施行中その 1」でございます。

「騒音・振動」です。「建設機械の稼働に伴う建設作業騒音」についてですけれども、71 dB～78dB というので、予測と同程度又は下回ってございます。建設機械の稼働に伴う建設作業振動についてですけれども、こちらが 54dB～60dB というので、予測結果、こちらは上回ってございます。上回った理由ですけれども、鋼矢板の打ち込み作業中に鋼矢板の先端がレキ等の障害物に当たった際に大きな振動が生じた、というふうに考えてございます。

「廃棄物」についてですが、こちらにつきましても、まだ工事施行中ということで、予測結果と単純に比較することはできないんですが、発生しました廃棄物につきましては全て再利用・再資源化をしてございます。

「苦情」については、ございません。

○宇山アセスメント担当課長 続きまして、変更届についてご説明させていただきます。25 ページでございます。「京浜急行電鉄本線（平和島駅～六郷土手駅間）及び同空港線（京急蒲田駅～大鳥居駅間）の連続立体交差事業」でございます。事業の種類は「鉄道の改良」でございます。ではお手元の、こちら「事業計画の変更について」という冊子の 3 ページをご覧ください。位置図がございまして、北側は品川のほうで、南は川崎のほうで、中央に京急蒲田駅がありますけれども、こちらの北側の平和島駅から六郷土手駅間が本線で、それから京急の蒲田駅から東側に向かう、羽田のほうに向かう大鳥居駅までの間、こちらを高架化して連続立体交差を行う、という事業でございます。

それでは、本日の資料の 25 ページにお戻りいただきまして、規模ですけれども、事業期間としましては、平成 12 年度～平成 28 年度までの予定。供用開始時期は、平成 28 年度の予定でございます。

「変更内容の概略」、「1 変更理由」です。こちら、一部用地の取得が遅れたことや、さらに一部の工事において、道路の占有を伴う工事ということで、交通管理者からの指導等

もありまして、通行止めを伴う昼間の施行から夜間施行に変更したりですとか、作業時間、作業実施日の制限等が行われたことによって、事業期間内での工事完了が困難となったため、事業期間及び供用開始時期を変更するものでございます。変更内容は、表に記載のとおり、変更前は平成 26 年度に供用開始する予定だったのが、2 ヶ年延びまして、平成 28 年度までということで、供用開始が平成 28 年度となつてございます。環境影響評価項目の再評価見直し結果ですけれども、こちらは事業期間の延長だけでございまして、工法や使用機械等の種類等に変更がなく、また工事の完了後における予測条件にも変更がないことから、予測・評価の見直しは行わないとしてございます。

○佐藤アセスメント担当課長 続きまして本日の資料 26 ページ、「東京都市計画道路環状第 2 号線（港区新橋～虎ノ門間）建設事業及び環状第 2 号線新橋・虎ノ門地区第二種市街地再開発事業」でございまして。こちらですが、先ほど事後調査の報告もありました環状第 2 号線の北側に位置するものでございます。事業の種類ですが「道路の新設」。道路事業の規模ですけれども、延長が約 1.4km。区間ですが、起点が港区東新橋二丁目、終点が港区虎ノ門二丁目。車線数ですが、本線が 4 車線、側道が 2 車線でございます。道路構造ですが、平面部約 0.4km、トンネル部約 1.0km。工事予定期間ですが、平成 17 年度～平成 27 年度まででございます。

「変更の理由」ですけれども、街路沿道の電力供給先との調整に時間を要し、電線共同溝へのケーブルの入線や引込管の工事等が遅延したことから、工事期間を平成 27 年度まで延長するというものでございます。

こちらの道路ですが、道路部分、本線は既に開通済みなんですけれども、現在、歩道等の沿道の部分の工事を引き続き行っております。当初予定では、今年度で終了する予定だったものが、平成 27 年度まで工事期間を延長してございます。

環境影響評価項目の再評価、見直しの結果ですけれども、こちらにつきましては、工事期間、それと完成年度が変わるだけで、工法・規模等に変更がないため、予測・評価の見直しは特に行ってございません。

次は 27 ページ、「東日本旅客鉄道中央本線（三鷹～立川間）連続立体交差化及び複々線化事業」でございまして。事業の種類ですが、こちらは「鉄道の改良」です。区間ですけれども、三鷹市下連雀三丁目から立川市錦町一丁目。事業計画区間の延長ですけれども、約 13.1km。構造形式ですが、高架式・地下式及び地表・掘割式でございます。こちらの事業によりましては、廃止をされる踏切が 18 箇所でございます。工事期間ですが、平成 10 年度～平成 34 年度まで予定してございます。

「変更の理由」ですけれども、複々線化、こちらはⅡ期工事になります。工事内容ですが地下化を予定してございます。Ⅰ期工事が高架化は終了してございます。こちらのⅡ期工事につきまして、現時点で今後の利用者の動向、それと財政確保、これは確定していないということから、現時点で工事に着手に至ってございません。このため工事期間を平成 31 年度から平成 34 年度末に変更するというものでございます。

「変更の内容」でございますけれども、変更前、Ⅱ期工事が平成 25 年度～平成 31 年度を予定していたんですが、こちらについて、まだ着手できていないということで、変更後、Ⅱ期工事は、平成 28 年度～平成 34 年度に変更になります。

環境影響評価項目の再評価、見直しの結果ですけれども、こちらにつきましても、工期を延伸するだけで、ルート・構造をはじめまして、工事内容に変更がないため、予測・評価の見直しは行ってございません。

続きまして 28 ページ、最後になりますが、「大田清掃工場整備事業」です。こちらは事業の種類ですが、「廃棄物処理施設の設置」でございます。所在地ですが、大田区京浜島三丁目 6 番 1 号。敷地面積ですが、約 92,000m²。工事の着工年度ですけれども、平成 21 年度。工事の稼働年度は、平成 26 年度でございます。処理能力ですが、焼却炉、1 日当たり 300 トンの炉を 2 基、設置してございます。

変更の理由です。現在、既存の大田清掃第一工場、こちらにつきましては、焼却炉を休止しまして、隣接します京浜島不燃ごみ処理センターの汚水を処理している状況でございます。こちらにつきましては、平成 26 年の変更届で、工事の内容の変更が届け出ております。第 2 期工事、こちらは第一工場を解体しまして、新たに工場を建てるという予定だったんですが、こちらにつきましては、平成 27 年度から実施する予定でしたけれども、平成 27 年度以降につきましても、現在の稼働形態、焼却は行わないで、隣接する京浜島不燃ごみ処理センターの汚水処理を行うという形で継続するために、第 2 期工事については当分行わない、というふうにしてございます。これによりまして、第 1 期工事によりまして本事業は終了、という形になります。仮に第 2 期工事を実施する場合には、改めて環境影響評価を行うということになっています。

変更の内容ですが、表の中をご覧ください。焼却炉ですけれども、変更前は可燃ごみ、1 日当たり 300t の炉を 4 基設置する予定でしたが、変更後は 1 日当たり 300t の炉を 2 基設置。これはもう設置済みでございます。

また、灰溶融炉につきまして、変更前は 1 日当たり 140t の処理能力、70t の炉を 2 基設置予定でしたが、灰溶融炉につきましては、今回、大田清掃工場の中には設置しないということで、変更になってございます。

環境影響評価の再評価、見直しの結果です。今回の事業計画の変更を伴いまして、第 1 期工事の完了が本事業の完了となりますので、第 2 期工事分の予測・評価が不要となります。そのため、今回は「事業計画の変更に伴う予測・評価の見直しは」行ってございません。

本日の資料の 12 ページ、受理報告のところをご覧くださいなのですが、6 番、完了届の 2 つ目のところで、「大田清掃工場整備事業」、こちらが完了ということで、平成 27 年 3 月 12 日に届出が出ています。受理報告については以上です。

○小島審議会会長 どうもありがとうございました。

以上の説明につきまして、どこからでも結構です。まとめてご意見をいただきたいと思

います。あるいは質問をいただきたいと思います。どうぞ。何かございますか。どうぞ。

○藤倉委員 本日の資料の 21 ページ、東京駅八重洲口開発事業の件なんですけれども、21 ページの 3 番の「廃棄物」の「(2) 建設発生土の排出量及びその処理の状況」の中で、建設汚泥は場外に搬出後、脱水固化し埋め立て材として全量埋め立てたというふうに記載があるんですけれども、この事後調査報告書の実際の記載を見ると、33 ページになるんですが、建設汚泥は許可を受けている処分場へ埋め立てた、というふうに記載されているので、この場合は、リサイクル率 100%というふうに記載するのは、不適當なのではないかと思えます。適正処理されているであろうことは、もちろん評価するんですけど、リサイクル率 100%のところは、事業者を指導されたほうがいいのではないかと思います。

○小島審議会会長 ありがとうございます。事務局のほうからコメントをお願いします。

○佐藤アセスメント担当課長 分かりました。そのところは評価書の書き方について、事業者のほうに指導いたします。

○小島審議会会長 どうもありがとうございました。ほかにもございますか。どうぞ。

○谷川委員 今の藤倉委員と似たことなんですけれども、この評価書の環状第 2 号線の事後調査報告書です。これについて、事後報告書の 195 ページと、それから 196 ページです。196 ページのこの表 6-4 は、こちらのほうで今報告いただいたと。こちらのほうも、全て再利用率 100%になっているんですけれども、その際に 195 ページの表 6-3 の最下段ですね。量は少ないんですけれども、適切に処理したものがあはずなんですけれども、見かけ上は、全部リサイクル率 100%というふうになっておりますので、このあたりも正確に書いていただくということをお願いいたします。

同時に、建設廃棄物、建物の解体物があったということなんですけれども、できましたらそれも、内訳できちんと書いておくような形にさせていただければと思います。

○宇山アセスメント担当課長 こちら、環状 2 号線のほうは、一応、事務所のほうに 100%について確認させていただきまして、ちゃんと持っていつている先にも確認して、全量リサイクルしているというのは、確認させていただいておりますので、これについては、そのように記載させていただいているところでございます。

○谷川委員 細かくて申しわけないんですが、表 6-3、195 ページです。一番右下のところ、リサイクルが可能なもので、分別できずに残る混合廃棄物が、適切に処理したというふうに、実施状況に書いてありますので、こちらのほう、どこもリサイクル不可能率だと思われまので、そういうこともきちんと、明確化、正しく記載していくようにさせていただければと思います。

○宇山アセスメント担当課長 分かりました。一応 196 ページの表 6-4 のほうは、ちょっと、こちら古い案件ということもありますので、予測した内容が、こちらはコンクリート・アスファルト塊、建設発生土ということで、混合廃棄物については、予測していないので、こちら、何%というのは、記載にないんですけれども、実際に表 6-3 のほうにおきましては、適切に処理したということで、もちろんこれは 100%ではないと思いますので、数字として

は、100 というのは出てこないんですけども、一応この 196 ページのほうは、予測との比較の表ということで、ご理解をいただければと思います。

○小島審議会会長 よろしゅうございますか。ほかにもございますか。どうぞ。

○片谷第一部長 事後調査のトッパン・フォームズなんですけれども、この案件は、非常に、この事後調査報告書が、きちんとつくられているという印象を受けます。それから廃棄物の減量化とか、温室効果ガスの削減とかの努力も、非常にしっかりやられているというふうに見ているんですけども、これは事務局へのお願いなんですけども、今日の資料ですと 22 ページのんですけども、大気汚染の予測結果を、事後調査結果が上回った原因として、道路の両側が法面、要するに、切り通し状態になっているところなんですけれども、そういう場合に、通常のブルームパフで予測した結果よりも、この程度高くなりますよという事例として、これ、非常に有効な情報なんですよね。ですから、こういう事後調査結果で予測結果を上回った例というのは、そういう事例を蓄積しておくことによって、今後の案件の事業者の指導のときに使えますので、そういう情報の蓄積というのを、事務局としても、ぜひ努力をしていただくようお願いしたいということです。

○小島審議会会長 ありがとうございます。こういう情報の蓄積というのは、現状どういうふうになっているんですか。

○佐藤アセスメント担当課長 現状なかなか、そういう過去の事例を積み上げてというのは、やっていませんので、今後ちょっと検討させていただきたいと思います。

○小島審議会会長 どうもありがとうございます。ほかにもございますか。どうぞ。

○平手委員 27 ページの東日本旅客鉄道のことですけれども、書きぶりなんですけども、変更内容の概略ですけれども、工事期間を平成 31 年度末から平成 34 年度末に変更するというのは、これは工事完了を、こういうふうに変更したということじゃないかと。期間自体は平成 28 年度～平成 34 年度ですね。初めが 28 で、それが 34 ですから、ちょっと表現に問題があるのではないかと思うんですが。

○佐藤アセスメント担当課長 これは工事期間ではなく、工事終了時点の間違いです。

○平手委員 そうですね。それから、もう一点が、同じ件なんですけども、これは I 期工事が、この内容を見ますと、もともと平成 10 年度～平成 25 年度にということになっていますよね。そうするとその間、この変更届は何回出されたというか、今回は 3 年遅れるということですけど、これも何か見通しがあるのかどうか、ちょっと分からないんですけども、どういう状態なのか。まあ、なかなか鉄道というのは、難しいとは了解をしているんですけども、実態としてはどうなんですか。

○佐藤アセスメント担当課長 こちらについてですけれども、変更届については、出ておりません。この変更届の中に、通常、過去の経緯が書いてあるんですけども、ちょっと書いていませんので分からないのですが、それは確認させていただきます。

変更の内容について、確かにこれは平成 25 年度で切れておりまして、その時点で、この事業をどうするかというのは、明確になってございませんでした。ということで、今回、

じゃあ本当にⅡ期工事やるの、やらないのという部分を、ずっと確認していたんですけども、事業者としては、やはりなかなかやめるという選択肢はできないということで、今回、4年間延長するというので、本来、平成25年の時点で、その辺がはっきりしていれば、出していただいたんですが、今回、平成28年度～平成34年度まで、工事を目標にしますということで、変更届が出ているという状況です。

なかなか変更届につきましては、変更内容が確定しないと、出てこないということで、要は事業期間が過ぎているのに、ほったらかしになっているような事例というのがございます。これもその事例の1つでございます。

○小島審議会会長　という事情もありということで、よろしゅうございますか。ほかにございますか。それでは特に、これ以上の質問、コメントございませんので、一応この審議を終わりにいたしますが、今回、事後調査報告、幾つも出てきますが、なかなかきちんとやっているなというのが、今回についての印象だったりもして、皆さんもその辺についての意見は、あまりなかったようでございます。事務局としても、事後報告についてのご指導、ご苦労さまでございました。

それでは、ほかにないようですので、受理関係について、これで終わりたいと思いますが、全般に何かご質問等ございますか。よろしゅうございますでしょうか。それでは、本日の審議はこれで終了したいと思います。傍聴人の方はここで退室、お願いいたします。

(傍聴人退場)

(午前11時57分閉会)